

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和三年一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年十月二日奈良県指令中土第五三一―一三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年一月二十日中土第七二―一二号

公共施設に関する工事の検査済証 令和三年一月二十日中土第七三―八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字金屋二五番一及び二六番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区十二軒町六番二八―二〇二号

トータルハウジング株式会社 代表取締役 原口寛史

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字金屋二五番一の一部

水路 桜井市大字金屋二五番一の一部